

奥会津かねやまフリーWi-Fi 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、町民及び金山町（以下「当町」という。）を訪れる観光客が、情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために、当町が整備した無料の公衆無線 LAN サービス（「奥会津かねやまフリーWi-Fi」。以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 本サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、本サービスによりインターネットへの接続及び当町が発信する観光情報等を閲覧することができる。

(サービスの利用)

第3条 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア等を準備するものとする。

- 2 本サービスの利用料金は、無料とする。
- 3 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとする。
- 4 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

第4条 当町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログ及び MAC アドレス等の情報を記録することができるものとする。

- 2 当町は、取得した情報を、本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末及び利用言語等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(通信利用の制限)

第5条 当町は、本サービスにおいて青少年保護の観点から、青少年が利用することが望ましくないと判断する Web サイト等へのアクセス制限（フィルタリング等）を行うことができるものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者または当町に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれがある行為

- (2) 誹謗中傷する行為
 - (3) 公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）、またはそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (4) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそれらのおそれがある行為
 - (5) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (7) 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれがある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (8) 第三者に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) 本サービスによる不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行為
 - (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - (12) 本サービスを利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為または当町が不適切であると判断した行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって当町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、すべての法的責任を負うものとし、当町は一切の責任を負わないものとする。

（サービスの中止・中断）

第7条 当町は、事前の通知なく、本サービスを中止または中断できるものとする。

- 2 当町は本サービスの中止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

（免責）

第8条 当町は、本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害について一切の保証を行わないものとする。

- 2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわ

らず、当該利用者が費用を負担するものとする。

- 3 通信機器の種類、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、Web ブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、当町は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当町は一切の責任を負わないものとする。
- 5 当町は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。

(本規約の変更)

第9条 当町は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更できるものとする。

附 則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。